

鳥取県中部地震で被災されたみなさまへ

鳥取県の支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成30年11月28日発行 第5版



平成28年10月21日午後2時7分頃、鳥取県中部を震源とする地震により、県内中部地域を中心に多くの被害が生じました。

県及び市町では、この地震で被害を受けられた方が、生活の再建が行えるよう引き続き支援を実施しています。

被災されたみなさまがこれらの支援施策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめましたので、どうぞお気軽にご相談ください。

●総合相談窓口

市町名	窓口	連絡先
倉吉市	被害住宅総合相談窓口	0858-27-0515
三朝町	代表受付	0858-43-1111
湯梨浜町	総務課防災対策係	0858-35-3111
北栄町	総務課情報防災室	0858-37-5862
琴浦町	総務課消防・防災係	0858-52-2111

●被災建物修繕等総合相談窓口

…建物修繕に関する各種組合を紹介します。

窓口	連絡先
鳥取県中部総合事務所 二号館2階	0858-23-3234

●外国語で相談できる窓口

相談機関		連絡先
公益財団法人 鳥取県国際交流財団	本所	電話 0857-51-1165 FAX 0857-51-1175
	倉吉事務所	電話 0858-23-5931 FAX 0858-23-5932

●地震保険に関する相談窓口

窓口の名称	連絡先	相談時間
日本損害保険協会そんぽADRセンター	0570-022808 082-553-5201	9:15~17:00 (平日のみ)

●鳥取県中部地震総合支援相談窓口

※お問い合わせ先が分からない場合やお困りの場合はこちらへご連絡ください。

窓口の場所	連絡先
中部総合事務所本館1階中部地域振興局 (※個室対応も可能)	0858-23-3983

●被災に関する困りごと相談窓口(震災復興活動支援センター)

相談内容	窓口の場所	連絡先・相談時間
<ul style="list-style-type: none"> 住宅修繕の他、生活に関する困りごとなど個別の相談 復興支援ボランティア、防災に関する地域住民活動などの相談 	倉吉市山根パープルタウン2階 とっとり県民活動 活性化センター内	0858-26-2954 10:00~18:00 (平日のみ)

士業の方々による無料相談

●鳥取県司法書士会

項目・相談内容等	
相続、不動産などに関する相談	<p>○無料法律相談（電話） 毎週月曜日～金曜日 13時から16時まで当番司法書士が電話で相談にお応えします。（祝祭日を除く）</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産の相続、贈与、売買等の登記手続に関する相談、遺言、高齢者の財産管理に関する相談 電話：0857-27-4165・少額訴訟、各種裁判手続に関する相談 電話：0857-27-4166・クレジット、サラ金問題、債務整理等に関する相談 電話：0857-27-4168・成年後見制度等に関する相談 電話：0857-27-4160 <p>※局番は0857（鳥取市局番）ですが、県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。県下全域の担当司法書士が相談に応じます。</p> <p>○無料法律相談（面談） 鳥取県東中西部の各会場にて、1か月1回を目途に無料の面談相談会を開催します。原則として事前予約制にしておりますので、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・予約電話番号：0857-24-7024・受付時間：9時～17時（土日、祝祭日を除く）

●鳥取県社会保険労務士会

項目	相談内容	連絡先
労働・雇用年金の相談	総合労働相談、年金相談	電話：0857-26-0835 受付：9時～17時（土日、祝祭日を除く）

●中国税理士会税金相談センター

項目	相談内容	連絡先
税金の相談	所得税・法人税・消費税・相続税等税に関する相談	電話：0120-927-370 受付：10時～16時（土日、祝祭日を除く）

●公益財団法人鳥取県不動産鑑定士協会

項目	相談内容	連絡先
土地価格に関する相談	土地価格に関する相談（近隣価格の参考提示、土地価格の類推など）	電話：0857-29-3074

●鳥取県弁護士会

項目	相談内容	連絡先
あらゆる法律相談	<ul style="list-style-type: none"> ・震災に関する法律相談全般 ○無料法律相談（面談） 平日および土曜日に弁護士が面談で相談にお応えします。事前予約制にしておりますので、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。 ・予約電話番号：0858-24-0515 (受付は平日の業務時間内) ・開催場所（平日）：倉吉市内の法律事務所 (予約の際にご案内いたします) (土曜)：法律相談センター倉吉 倉吉市葵町724-15 (倉吉市役所東庁舎隣2階) ・相談時間（平日）：予約の際にご案内いたします。 (土曜)：午前9時30分から正午まで 	電話：0858-24-0515 受付：9時～17時 (土日、祝祭日を除く)

●鳥取県土地家屋調査士会

項目	相談内容	連絡先
土地、建物の表示に関する登記・土地境界に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の新築、増築、取壊しに関する相談 ・土地の分筆、地目変更等に関する相談 ・土地の境界に関する相談 	電話：0857-22-7032 受付：10時～16時(土日、祝祭日を除く)

●一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会

項目	相談内容	連絡先
中小企業経営に関する相談	中小企業の経営に関する相談	電話：0859-32-5060 (高橋敬一税理士事務所内)

●鳥取県行政書士会

項目	相談内容	連絡先
各種申請などに関する相談	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できなくなった車の抹消登録 ・県などの補助金申請に係る書類作成 ・相続、遺言 ・成年後見 	電話：0857-24-2744 受付：9時～17時

— 目 次 —

1. 住宅に関する支援	1
2. 生活に関する支援・相談	2
3. 心のケア・健康相談	3
4. 医療・福祉に関する支援	6
5. 税・授業料などの負担の軽減	7
6. 商工労働に関する支援・相談	11
7. 農林水産に関する支援	13
8. その他の支援	13

【資料】

① 悪徳業者にお気を付けください！

さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先・相談窓口にお尋ねください。

1. 住宅に関する支援

項目	事業内容	連絡先
1-1 被災者住宅再建支援補助金 ※申請期間は、終了しました。	住宅が損壊した世帯に対して、被害の程度に応じて住宅補修経費等を支援します。 ○対象となる住宅 り災証明書による損害基準判定で10%以上の認定を受けた住宅 ○支援額 ・住宅を建設・購入する場合：187.5万円～300万円 ・補修する場合：30万円～200万円 ※損壊の程度、世帯人数により支援額が異なります。 ○対象市町 ・倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、伯耆町 ※支給を受けるには、お住まいの市町が定める期限までの工事完了が必要となります。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp
1-2 被災者住宅修繕支援金 ※申請期間は、終了しました。	住宅が一部破損した世帯に対して、被害の程度に応じて修繕費を支援します。 ○支援額：1～5万円 ※破損の程度により支援額が異なります。 ○対象市町 ・倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、伯耆町 ※上記被災者住宅再建支援補助金の支給を受けない世帯が対象となります。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp
1-3 生活福祉資金(福祉費・住宅経費)の貸付	住宅の保全、補修に必要な経費についてお貸しします。 【貸付限度額】250万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子）	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7158 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-4 母子父子寡婦 福祉資金の貸 付	ひとり親家庭の親、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 （資金区分及び限度額） 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居等転宅資金 26万円 （利率）1.0%（保証人を立てる場合は無利子） ※40歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。	中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3126 FAX：0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken @pref.tottori.lg.jp

2. 生活に関する支援・相談

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-1 生活福祉資金 （福祉費・災害 経費）の貸付	被災により損害を被った家財の購入・修繕等に必要となった経費についてお貸しします。 【貸付限度額】150万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子） ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7158 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken @pref.tottori.lg.jp
2-2 母子父子寡婦 福祉資金の貸 付	ひとり親家庭の親（ひとり親家庭となって7年未満の方など）に生活資金として、次の資金をお貸しします。 （資金区分及び限度額） 生活資金 月額10.3万円（2年間に限ります。） （利率）1.0%（保証人を立てる場合は無利子）	中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3126 FAX：0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken @pref.tottori.lg.jp

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-3 クーリングオフ等の消費生活相談	<p>震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事等、悪質業者とのトラブル等の相談をお受けします。</p> <p>【電話又は来所による相談受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：倉吉交流プラザ2階 ・開所日：火～日（祝日、祝日の翌日及び年末年始はお休み） ・受付時間：午前9時から午後5時30分まで ・電話番号：0858-22-3000 <p>○西部消費生活相談室では毎日（祝日、年末年始を除く）相談を受けています。</p> <p>【電話又は来所による相談受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所：米子コンベンションセンター4階 ・開所日：毎日（祝日、年末年始はお休み） ・時間：午前8時30分から午後5時まで ・電話番号：0859-34-2648 <p>なお、「消費者ホットライン」188に電話していただくと、お住いの市町村等の消費生活相談窓口につながります。</p> <p>【消費者ホットライン】 局番なし ^{イヤヤ}188</p>	<p>くらしの安心局消費生活センター</p> <p>電話：0859-34-2705 FAX:0859-34-2670</p> <p>E-mail： shohiseikatsu @pref.tottori.lg.jp</p>

3. 心のケア・健康相談

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
3-1 震災・心の健康 ホットライン	<p>心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。</p> <p>相談時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>電話番号 0858-23-3147（倉吉保健所）</p>	<p>健康政策課</p> <p>電話：0857-26-7202 FAX:0857-26-8143</p> <p>E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.lg.jp</p>
3-2 子どもの心の 相談窓口の設 置	<p>地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の専用電話で心理職等が相談に応じています。</p>	<p>倉吉児童相談所</p> <p>電話：0858-23-1141 FAX:0858-23-6367</p> <p>E-mail： kurayoshijidosodan @pref.tottori.lg.jp</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
3-3	<p>男女共同参画センターよりん彩相談室</p> <p>よりん彩相談員が生活での不安や悩みごとなどへの相談に応じています。</p> <p>相談時間：午前9時から午後5時まで 相談専用ダイヤル：0858-23-3939 面接相談(予約制)：上記専用ダイヤルにて受け付けています。 面接会場：男女共同参画センターよりん彩</p>	<p>男女共同参画センター 電話：0858-23-3901 FAX:0858-23-3291 E-mail： yorinsai @pref.tottori.lg.jp</p>
3-4	<p>スクールカウンセラーによる心の健康相談</p> <p>災害に起因すると考えられる生徒の心身の変調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を実施しています。</p> <p>【公立小中学校等に在籍の方】 いじめ・不登校総合対策センター 電話：0857-28-2362 FAX：0857-31-3958</p> <p>【県立特別支援学校に在籍の方】 特別支援教育課 電話：0857-26-7575 FAX：0857-26-8101</p> <p>【県立高等学校に在籍の方】 高等学校課 電話：0857-26-7916 FAX：0857-26-0408</p>	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>
3-5	<p>教育相談電話</p> <p>不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。</p> <p>専用電話：0857-31-3956</p> <p>また、心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的を開催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p> <p>予約電話：0857-28-2322</p>	<p>いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当 電話：0857-28-2322 FAX:0857-31-3958 E-mail： ijime-futoukou @pref.tottori.lg.jp</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
3-6 妊産婦、乳幼児及び女性の健康全般に関する電話・メール相談	<p>妊娠、出産、産後の心身の不調や不安、乳幼児の様子や育児に関する相談を専用電話やメールで助産師がお受けします。</p> <p>震災以降、不安やストレスがある、体調がすぐれない、赤ちゃんや子どもの様子が普段と違うと感じる場合などご相談ください。</p> <p>一般社団法人鳥取県助産師会 電話：090-7543-8206、080-6300-8732 (対応時間 月～金曜日 10:00～16:00) ※すぐ出られない場合があります。 E-mail：tori-josansi@hal.ne.jp (24 時間対応) ※返信に時間がかかる場合があります。</p>	※左の事業内容に記載しています。
3-7 助産師による面談・訪問による相談	妊産婦、乳幼児への相談について面談やご自宅への訪問による相談を希望する場合、または必要とする場合は、地域で活動する助産師が対応します。	<p>子育て応援課 電話：0857-26-7572 FAX:0857-26-7863 E-mail： kosodate @pref.tottori.lg.jp</p>
3-8 発達障がい(児)に関するご相談窓口の設置	<p>震災に関連して、お子様に関する様々な問合せや相談に応じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『エール』発達障がい者支援センター ：0858-22-7208 ・県立中部療育園 :0858-22-7191 ・県立皆成学園 :0858-22-7188 	<p>子ども発達支援課 電話：0857-26-7865 FAX:0857-26-7863 E-mail： kodomoshien @pref.tottori.lg.jp</p>
3-9 リーフレット作成「被災時の発達障がい児・者支援について」	『エール』鳥取県発達障がい者支援センターでは発達障がいのある人への支援の方法や対応のコツをまとめたリーフレットを作成し、ホームページに掲載しています。	<p>『エール』発達障がい者支援センター 電話：0858-22-7208 FAX:0858-22-7209 E-mail： yell@pref.tottori.lg.jp</p>
3-10 健康相談	要望のあった市町村で、保健師等による健康相談を実施しています。	<p>健康政策課 電話：0857-26-7202 FAX:0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.lg.jp</p>

4. 医療・福祉に関する支援

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-1	障害福祉サービス等の利用者負担の減免 障害福祉サービスや自立支援医療、補装具に要する経費について、所得の状況等に応じて、利用者負担を減免することが出来ます。 （※手続等は、市町村で行っていますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。）	市町村障がい福祉担当課 倉吉市福祉保健部福祉課 電話：0858-22-8118 FAX:0858-22-7020 三朝町福祉課 電話：0858-43-3506 FAX:0858-43-0647 湯梨浜町総合福祉課 電話：0858-35-5374 FAX:0858-35-5376 琴浦町福祉あんしん課 電話：0858-52-1706 FAX:0858-52-1524 北栄町福祉課 電話：0858-37-5852 FAX:0858-37-5339

5. 税・授業料などの負担の軽減

項目	事業内容	連絡先
5-1 税の減免 【県税】	<p>○県税について次のような減免措置等が講じられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税の減免 被災家屋やそれに替わる不動産に係る減免措置 ・個人事業税の減免 事業用資産に損害を受けた方や住宅又は家財に損害を受けた方に対する減免措置 	<p>鳥取県税務課 電話：0857-26-7053 FAX：0857-26-7087 E-mail： zeimu@pref.tottori.lg.jp</p>
	<p>【市町村税】</p> <p>○市町村税については、被害の程度に応じて減免措置等が講じられますので、お住まいの市町村へおたずねください。（ただし、減免の対象税目や適用要件は市町村により異なります。）</p> <p><税目> 個人住民税、固定資産税、国民健康保険税</p>	<p>倉吉市総務部税務課 電話：0858-22-8114 FAX：0858-22-1087 三朝町税務課 電話：0858-43-3505 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町町民課 電話：0858-35-3116 FAX：0858-35-3122</p>
	<p>【国税】</p> <p>○国税については、特例措置として所得税等の減免の制度があります。</p> <p>○災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法による雑損控除の方法、災害減免法による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。</p> <p>○詳しくは、お住まいの最寄りの税務署へお尋ねください。</p>	<p>琴浦町税務課 電話：0858-52-1702 FAX：0858-49-0000 北栄町税務課 電話：0858-37-5865 FAX：0858-37-5339</p> <p>倉吉税務署 電話：0858-26-2721 管轄）倉吉市 東伯郡</p>
5-2 入学料・入学 選抜手数料の 減免	<p>非常災害により資産が著しく損なわれた方の入学料（入校料）及び入学選抜手数料を全額免除します。</p> <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校 …高等学校課 ・県立産業人材育成センター（普通課程） …産業人材課 	<p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 E-mail： koutougakkou@pref.tottori.lg.jp 産業人材課 電話：0857-26-7222 FAX：0857-26-8169 E-mail： sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-3	<p>県立学校及び私立高等学校等の授業料等の減免</p> <p>○【授業料】：被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校 ……高等学校課 ・私立高等学校 ……教育・学術振興課 ・私立専修学校（高等課程・技能教育施設） ……教育・学術振興課 ・私立中学校 ……教育・学術振興課 ・県立歯科衛生専門学校 ……医療政策課 ・県立鳥取看護専門学校 ……医療政策課 ・県立倉吉総合看護専門学校 ……医療政策課 ・県立産業人材育成センター（普通課程） ……産業人材課 <p>○【その他の納付金（施設整備費等）】：上記（１）により授業料全額減免に該当する者で、月額12,000円より多い額を納付している者月額から12,000円を控除した額</p> <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校 	<p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 E-mail： koutougakkou@pref.tottori.lg.jp 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022 FAX：0857-26-8110 E-mail： kyoikugakujyutsu@pref.tottori.lg.jp 医療政策課 電話：0857-26-7195 FAX：0857-21-3048 E-mail： iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp 産業人材課 電話：0857-26-7222 FAX：0857-26-8169 E-mail： sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-4 奨学資金等の返還猶予	<p>奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。</p> <p>(対象資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県育英奨学資金(高校等) …人権教育課 ・鳥取県育英奨学資金(大学等) …人権教育課 ・鳥取県進学奨励資金 …人権教育課 ・日本学生支援機構奨学金 …奨学金返還相談センター ・鳥取県専修学校等奨学資金 …人権局 ・理学療法士等修学資金 …医療政策課 ・看護職員修学資金 …医療政策課 ・看護職員奨学金 …医療政策課 	<p>人権教育課</p> <p>電話：0857-26-7541 0857-29-7140 0857-29-7145</p> <p>FAX：0857-26-8176</p> <p>E-mail： jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>日本学生支援機構 奨学金返還相談センター</p> <p>電話：0570-666-301</p> <p>人権局</p> <p>電話：0857-26-7074</p> <p>FAX：0857-26-8138</p> <p>E-mail： Jinken@pref.tottori.lg.jp</p> <p>医療政策課</p> <p>電話：0857-26-7190</p> <p>FAX：0857-21-3048</p> <p>E-mail： iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp</p>
5-5 鳥取県育英奨学資金(高校等)の緊急採用	<p>実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる高校生等に鳥取県育英奨学資金を貸与します。</p>	<p>人権教育課</p> <p>電話：0857-26-7541 0857-29-7145</p> <p>FAX：0857-26-8176</p> <p>E-mail： jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp</p>
5-6 日本学生支援機構奨学金の緊急採用(第1種:無利子、第2種:有利子)	<p>実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生等に日本学生支援機構奨学金を貸与します。</p>	<p>在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-7	Jasso 支援金 自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう日本学生支援機構が Jasso 支援金の支給を行います。	在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。
5-8	教科書・学用品の給与 災害により住居が全壊(焼)・半壊(焼)等により、教科書、正規の教材、学用品を喪失又はき損した生徒へ教科書・学用品を給与します。 ※教科書以外は災害救助法の適用が条件となります。 (対象経費) ①教科書・正規の教材：現物給与 ②学用品：5,000 円を限度として現物給与 【県立高等学校に在籍の方】 高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 E-mail：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp 【特別支援学校に在籍の方】 特別支援教育課 電話：0857-26-7924 FAX：0857-26-8101 E-mail：tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp 【私立学校に在籍の方】 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022 FAX：0857-26-8110 E-mail：kyoikugakujyutsu@pref.tottori.lg.jp ※市町村立小中学校生徒はお住まいの市町村へお問い合わせください。	※左の事業内容に記載しています。

6. 商工労働に関する支援・相談

項目	事業内容	連絡先
6-1	<p>中部地震復興商業・サービス活性化支援資金の貸付（県中部で事業を行う中小企業者向け）</p> <p>空地、空き店舗の活用、既存建物の建替え等によりにぎわいの創出を行おうとする施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県中部（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町）で事業を行う中小企業者に事業資金（運転資金・設備資金）をお貸しします。</p> <p><貸付限度額> 1億円</p> <p><償還期間> 10年（うち据置3年）以内 設備資金は 15年（うち据置3年）以内</p> <p><利率> 1.43%</p> <p><信用保証料> 0.23~0.68%</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX:0857-26-8117</p> <p>E-mail： kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp</p>
6-2	<p>事業引継ぎ・事業承継に係る支援</p> <p>後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの事業引継ぎ・事業承継に係る課題に対し、解決に向けた助言、情報提供・マッチング支援を行います。</p>	<p>鳥取県事業引継ぎ支援センター</p> <p>電話：0857-20-0072</p> <p>FAX:0857-20-0241</p> <p>E-mail： hikitsugi@toriton.or.jp</p>
6-3	<p>労働者及び事業主の相談窓口</p> <p>地震による雇用の不安や悩みなどに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間：平日午前9時から午後5時30分まで ・みなくる鳥取：0857-25-3000 ・みなくる倉吉：0858-23-6131 ・みなくる米子：0859-31-8785 	<p>とっとり働き方改革支援センター</p> <p>電話：0857-26-7662</p> <p>FAX:0857-26-8169</p> <p>E-mail： hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</p>
6-4	<p>労働条件、安全衛生、労災補償等に関する総合労働相談コーナー</p> <p>総合労働相談コーナーでは、以下の相談等をお受けしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生による事業活動への影響による休業、賃金不払、解雇等の労働条件や労務管理 ○復旧作業・工事における労働者の健康・安全 ○地震発生時に従事していた作業や復旧作業・工事において被災した場合の労災補償給付等 	<p>鳥取労働局</p> <p>電話：0857-22-7000</p> <p>鳥取労働基準監督署</p> <p>電話：0857-24-3245</p> <p>米子労働基準監督署</p> <p>電話：0859-34-2263</p> <p>倉吉労働基準監督署</p> <p>電話：0858-22-5640</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先																																																																								
6-5	<p>とっとり企業支援ネットワークによる企業支援</p> <p>県内の中小企業・小規模事業者の皆さまのさまざまな経営課題に対し、支援機関・金融機関が連携して支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業支援課 <p>電話：0857-26-7243,FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県経営サポートセンター (とっとり企業支援ネットワーク事務局) <p>電話：0857-20-0071,FAX：0857-20-0241 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp</p> <p>商工会議所・商工会・中央会・信用保証協会・最寄りの金融機関でも特別相談窓口を設置しています。</p>	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 831 810 869">機関名</th> <th colspan="2" data-bbox="810 831 1193 869">支店名</th> <th data-bbox="1193 831 1469 869">連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 869 810 907">日本政策金融公庫</td> <td data-bbox="810 869 970 907">鳥取支店</td> <td data-bbox="970 869 1193 907">中小企業事業</td> <td data-bbox="1193 869 1469 907">0857-23-1641</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 907 810 945">日本政策金融公庫</td> <td data-bbox="810 907 970 945">鳥取支店</td> <td data-bbox="970 907 1193 945">国民生活事業</td> <td data-bbox="1193 907 1469 945">0857-22-3156</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 945 810 983">日本政策金融公庫</td> <td data-bbox="810 945 970 983">米子支店</td> <td data-bbox="970 945 1193 983">国民生活事業</td> <td data-bbox="1193 945 1469 983">0859-34-5821</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 983 810 1021">商工組合中央金庫</td> <td colspan="2" data-bbox="810 983 1193 1021">鳥取支店</td> <td data-bbox="1193 983 1469 1021">0857-22-3171</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1021 810 1059">商工組合中央金庫</td> <td colspan="2" data-bbox="810 1021 1193 1059">米子支店</td> <td data-bbox="1193 1021 1469 1059">0859-34-2711</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1059 1193 1097">鳥取県信用保証協会</td> <td data-bbox="1193 1059 1469 1097">0857-26-6631</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1097 1193 1135">鳥取商工会議所</td> <td data-bbox="1193 1097 1469 1135">0857-26-6666</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1135 1193 1173">米子商工会議所</td> <td data-bbox="1193 1135 1469 1173">0859-22-5131</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1173 1193 1211">倉吉商工会議所</td> <td data-bbox="1193 1173 1469 1211">0858-22-2191</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1211 1193 1249">境港商工会議所</td> <td data-bbox="1193 1211 1469 1249">0859-44-1111</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1249 1193 1288">鳥取県商工会連合会</td> <td data-bbox="1193 1249 1469 1288">0857-31-5555</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1288 1193 1326">湯梨浜町商工会</td> <td data-bbox="1193 1288 1469 1326">0858-32-0854</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1326 1193 1364">三朝町商工会</td> <td data-bbox="1193 1326 1469 1364">0858-43-3131</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1364 1193 1402">北栄町商工会</td> <td data-bbox="1193 1364 1469 1402">0858-37-4057</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1402 1193 1440">琴浦町商工会</td> <td data-bbox="1193 1402 1469 1440">0858-52-2178</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1440 1193 1478">鳥取県中小企業団体中央会</td> <td data-bbox="1193 1440 1469 1478">0857-26-6671</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1478 1193 1516">鳥取県よろず支援拠点</td> <td data-bbox="1193 1478 1469 1516">0857-31-5555</td> </tr> </tbody> </table>			機関名	支店名		連絡先	日本政策金融公庫	鳥取支店	中小企業事業	0857-23-1641	日本政策金融公庫	鳥取支店	国民生活事業	0857-22-3156	日本政策金融公庫	米子支店	国民生活事業	0859-34-5821	商工組合中央金庫	鳥取支店		0857-22-3171	商工組合中央金庫	米子支店		0859-34-2711	鳥取県信用保証協会			0857-26-6631	鳥取商工会議所			0857-26-6666	米子商工会議所			0859-22-5131	倉吉商工会議所			0858-22-2191	境港商工会議所			0859-44-1111	鳥取県商工会連合会			0857-31-5555	湯梨浜町商工会			0858-32-0854	三朝町商工会			0858-43-3131	北栄町商工会			0858-37-4057	琴浦町商工会			0858-52-2178	鳥取県中小企業団体中央会			0857-26-6671	鳥取県よろず支援拠点			0857-31-5555
機関名	支店名		連絡先																																																																							
日本政策金融公庫	鳥取支店	中小企業事業	0857-23-1641																																																																							
日本政策金融公庫	鳥取支店	国民生活事業	0857-22-3156																																																																							
日本政策金融公庫	米子支店	国民生活事業	0859-34-5821																																																																							
商工組合中央金庫	鳥取支店		0857-22-3171																																																																							
商工組合中央金庫	米子支店		0859-34-2711																																																																							
鳥取県信用保証協会			0857-26-6631																																																																							
鳥取商工会議所			0857-26-6666																																																																							
米子商工会議所			0859-22-5131																																																																							
倉吉商工会議所			0858-22-2191																																																																							
境港商工会議所			0859-44-1111																																																																							
鳥取県商工会連合会			0857-31-5555																																																																							
湯梨浜町商工会			0858-32-0854																																																																							
三朝町商工会			0858-43-3131																																																																							
北栄町商工会			0858-37-4057																																																																							
琴浦町商工会			0858-52-2178																																																																							
鳥取県中小企業団体中央会			0857-26-6671																																																																							
鳥取県よろず支援拠点			0857-31-5555																																																																							

7. 農林水産に関する支援

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
7-1 農地・農業用施設の災害復旧事業に係る助成	被災した農地・農業用施設の復旧に対し、1箇所当たり40万円以上のものは国庫補助事業、40万円未満のものは単県事業で助成します。 ①国庫補助事業 ・基本補助率（国）農地50%、農業用施設65% ・関係農家1戸当たり事業費により、補助率が決定。（嵩上措置あり） ②単県事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は農家負担を除いた額の1/2を市町村に助成。	農地・水保全課 電話：0857-26-7323 FAX：0857-26-8191 E-mail： nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp

8. その他の支援

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
8-1 地域共同施設の災害復旧事業に係る助成	被災した共同施設の復旧に対し、市町村が負担する額の一部を単県事業で助成します。 ①単県事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は市町村負担額の1/2を市町村に助成。（最大30万円/件）	技術企画課 電話：0857-26-7368 FAX：0857-26-8189 E-mail： gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp

● 悪徳業者にお気を付けください！

震災に便乗した悪質商法に注意！

地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した様々な消費者トラブルの相談が寄せられます。

なかでも、悪質業者との震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事に関するトラブルが多くみられます。さらには、自然災害をきっかけや口実とした義援金詐欺なども起きています。

【消費者の皆様へのアドバイス】

☆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

高齢者だけで過ごされる時間帯には、固定電話を留守番電話に切り替えてください。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。

☆少しでも不安を感じたら、すぐに中部消費生活相談室や警察に相談してください。

■トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、御相談ください。

中部消費生活相談室

【相談場所】 倉吉交流プラザ2階(倉吉市駄経寺町187-1)

【電話番号】 0858-22-3000

【受付時間】 午前9時から午後5時30分まで

【開所日】 火～日曜日(祝日、祝日の翌日及び年末年始はお休みです)

なお、「消費者ホットライン」188に電話していただくと、お住いの市町村等の消費生活相談窓口につながります。

【消費者ホットライン】 局番なし 188

鳥取県ホームページ「鳥取県中部地震被災地 応援サイト」もご覧ください。

鳥取県公式ホームページ「とりネット」内に「鳥取県中部地震被災地応援サイト」を開設し、被災された皆様に対する各種支援策のほか「相談窓口」「心と身体のケア」「生活情報」などに関する情報を掲載しています。

URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/261207.htm>

★自動翻訳機能により、外国語訳ができます。

★読み上げ機能により、視覚障がいがある方も利用できます。



●パソコン画面イメージ



●モバイル画面イメージ



【お問い合わせ先】

中部地震復興本部事務局

電話：0858-23-3292 ファクシミリ：0858-23-3291

E-mail：chubujishin-fukkou@pref.tottori.lg.jp